

令和7年度農産物渇水対策支援 (長田野工業用水の農業利用)

今夏、高温、少雨・渇水のために農産物の生育に影響が出ていることから、早急に農業用水を確保する必要があります。この度、工業用水道水を農業利用に仕向けることが可能となりましたので、利用方法については以下のとおりとし、希望者に供給します。

1 事業内容

■対象品目

水稻、豆類、野菜、果樹

■取水方法について

取水方法	取水場所
① 水タンクもしくは給水車を自分で用意	(1) 京都府公営企業管理事務所
② 給水車の配車を希望する ※ 配車できる給水車は10 tトラック（パワフルダンパー） 予定給水量は8.5㎡～10㎡になります。 ※ 給水車を希望される場合は、26日（火）までに申請をお願いします。	(2) 市で指定した場所 （水タンクの準備はご自身で） 給水車が指定した場所に行きます 給水車から分水してもらいます

■実施期間

令和7年8月19日（火）～8月29日（金）（土日は除く）
9：30～16：00

■事業実施主体

(1) 農業経営体（※1）、農地所有適格法人

(2) 3戸以上給水希望農業者のいる地域（集落等）
（市役所にて取りまとめをお願いすることになります）

※1：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家



2 申請の流れ

- ① 給水申請者は取水計画書（様式1）を作成
- ② 申請者は所在する市役所へ取水計画書を提出する
- ③ 市は申請を取りまとめ、または集約して京都府中丹広域振興局へ提出する
- ④ 申請書を確認後、給水車を手配し、給水計画を策定後日時を決定して申請者へ連絡
- ⑤ 申請者は放水後簡易報告書（様式2）を作成し、中丹広域振興局へ報告する

■留意事項

以下の制約があるため、ご希望に添えない場合がありますのでご承知ください。

- ・工業用水には利用上限があり、1日の供給量が限られています。（600m³/日）
- ・給水車の配車を希望される場合、配車できる給水車は使用台数が日によって異なるため、配車調整はしますが都合がつかない場合があります。（最大10台/1日）

また、上記制約のため給水希望日の3日前には取水計画書を作成して申請してください。

3 取水場所（水タンク・給水車を自分で用意）



給水車の配車を希望する場合は別途指定する

問い合わせ先	福知山市 産業部農業振興課 0773-24-7044
	舞鶴市 産業振興部農林課 0773-66-1023
	綾部市 農林商工部農政課 0773-42-4267
	京都府中丹広域振興局農林商工部：0773-62-2743